

# 株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の 一方法

三 浦 治

- I 本稿の目的
- II 民法規制に対する準共有株式の特殊性
- III 会社法一〇六条本文の趣旨
- IV 準共有株主の全員一致による不統一行使
- V 結 語

## I 本稿の目的

相続財産に株式が含まれるときの当該株式をめぐる法律関係については、会社法学においても大いに議論されてきている。<sup>(1)</sup>そこでは、相続人が複数の場合、民法八九八条にしたがい、被相続人が所有していた株式は、遺産分割協議が調うまではそのすべてが相続人の共有に属することが前提とされる（株式を社員権と整理する一般的な見解に立たない

株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の一方法（三浦）

としても、株式は少なくとも「所有権以外の財産権」であるから、準共有（民法二六四条）である——準共有<sup>(2)</sup>。

共同相続人（準共有株主）は、準共有株式にかかる会社に対する権利をいかにして行使できるか。会社法は、株式の準共有が生じた場合一般につき、準共有者は「当該株式についての権利を行使する者一人」（以下「権利行使者」という）を定め、会社に対しその氏名・名称を通知しなければ「当該株式についての権利を行使することができない」とする（会社法一〇六条本文）。これは、平成一七年会社法制定にあたり、「株式が数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス」としていた平成一七年改正前商法二〇三条二項を引き継ぎつつ、会社に対する通知を加えたものである（なお後述Ⅲ参照）。さらに、平成一七年制定会社法はこれに但書をあらたに追加し、「ただし、株式会社<sup>(3)</sup>が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない」としている。<sup>(4)</sup>

では、権利行使者を定めないと、会社の同意がなければ一切の権利行使が認められないことになるのか。株式の準共有も種々の場合に生じえ、<sup>(5)</sup>また、会社に対する権利にも種々のものがあるが、<sup>(6)</sup>本稿では、相続によつて株式の準共有が生じた場合の、準共有株主の株主総会における議決権行使の問題に限定する。さらに、会社法の分野において議論を賑わしてきたのは、相続により準共有が生じる場合一般ではなく、準共有株式が会社運営に一定の影響を及ぼす程度の議決権割合を占めている場合である。そして特に、遺産相続争い（当該会社の支配をめぐる争いも含まれるであろう——それが争いの主たる原因かもしれない——）により速やかに権利行使者を定めることができない場合である。権利行使者を定めた場合でもなお会社支配をめぐる争いがあることから生じる問題点もあるが、本稿では、権利行使者を定めることができない場合を検討の対象とする。

極端には、準共有株式が会社の全株式である場合、会社法一〇六条本文の文言どおりに解するならば、株主総会に

において議決権を行使できる者がいなくなり、何らの決定もできない。全株式でない場合には他にも株主が存在するということであり、株主総会決議が成立しえないことによりその株主にも不利益をもたらす可能性もあるし、この場合に準共有株主（共同相続人）が権利行使者を指定できないために株主総会の定足数の算定から除外されるとすれば、たとえ準共有株式が会社の八〇%の議決権割合を占めていたとしても、二〇%の株主のみで株主総会決議が（特別決議・特殊決議でさえ）成立してしまうことにもなる。準共有株式が三〇%であっても、準共有株主の意向を反映できないことになるのは同じである。つまり、準共有株主間で会社の支配をめぐって遺産分割協議を調えることができない場合に、会社の運営が頓挫したり、準共有株主の意向（これを統一できないから問題になるのであるが）が十分に反映されなかつたりすることから、それを打開しようとして、あるいはその他の思惑から、さまざまな試みが企てられ、その適法性をめぐる法的紛争に発展する。

本稿では、会社の運営に一定程度（程度には差がある）の影響力がある株式が相続され（ゆえに、通常、複数の株式が共有されており、本稿でもこれを前提とする）、共同相続人（準共有株主）間に会社支配をめぐる争いがあるゆえに権利行使者一人を指定することができない場合を対象とし、にもかかわらず会社法上許されるべき準共有株主の議決権行使の方法について、これまであまり議論されていない方法の可能性を検討したい。

以下、本稿の検討対象において、共有規制に基づく会社法一〇六条の解釈においても準共有株式・準共有株主・議決権の特殊性を考慮すべきであること（Ⅱ）、他方で会社法一〇六条本文の根本的な趣旨を示し（Ⅲ）、それらを踏まえて上記の方法の可能性を検討する（Ⅳ）。なお、以下、条名のみを示す場合は会社法の条文であり、また会社法一

〇六条は「本条」と記す。

## Ⅱ 民法規制に対する準共有株式の特殊性

### 1 共有状態の特殊性——複数の準共有株式の一体性

民法二四九条以下の共有規制は、一物一権主義に基づく「一つの物」の共有状態を念頭においている。「各共有者は、『共有物の全部』について、『その持分』に応じた使用をすることができる」（民法二四九条）というのは、「物」を想定している。株式は「物」ではないが、これを株式にあてはめるとすれば、「一株」の準共有を考えることになる。もちろん理論的には、複数の準共有株式も一株ごとに準共有の状態にある。しかし、法的紛争が生じる社会的背景（会社支配をめぐる争い）の観点からも（後述<sup>2</sup>も参照）、会社法における取扱いの観点からも、複数の相続株式（準共有株式）全部がひとまとまりである。

相続前の（あるいは通常の）状況を想定してみれば、所有している株式すべてについてその権利をどう行使するかが当然の前提とされている。<sup>(8)</sup> 議決権行使も含めてその権利行使の次元では、被相続人の所有であろうと、相続人の準共有であろうと、一株ごとのバラバラの権利行使ということを考えているわけではない。会社法学が、たとえば（ここでは見解の対立などはさておいて）準共有株主の議決権行使は管理行為に相当するなどと位置づける場合も、一株ごとに分断して考えることを前提としているわけではない。準共有株式全部についての権利行使が念頭におかれてきたわけであり、これが上記の「共有物の全部」に相当する。

つまり、準共有株式の権利行使については、その全部をひとまとまりとして法的に捉える必要があり（一体性）、従来もそう捉えられてきている。株式が「所有権以外の財産権」であることのほかにも、共有規制を適宜修正しなければ

ばならない素地があるということである（民法二六四条所定の「準用」）。比喩的な言い方だが、株式については、複数のいわば「一つの物」を、ひとまとまりとして考える必要がある。<sup>(9)</sup>

## 2 共同相続ゆえの特殊性——準共有株主全員の一体性

物権法上の共有規制が所有権規制に対する制約を加えているのは、「客体が単一の物であることによるものであって、共同所有者間になんらかの結合関係があることによるものではない」<sup>(10)</sup>。そこには複数人のまとまりという観念がない。それに対して、相続株式は「いづれ遺産分割協議によつて、——できれば社会的にも望まれる形で会社支配（会社の運営に対する影響力）の帰属が決まるよう——各株式の所有が決定されるまでの過渡的な状況にあるが、そうであるだけに、会社や他の株主からみれば、準共有株主はひとまとまりの存在として関心の的になるであろう。

このことは、法的にもひとまとまりの存在として捉える必要性があるということも意味しているのではないか。いづれ遺産分割協議が調い、「相続分」（民法八九九条）・「持分」（民法二四九条）の割合（以下、持分割合という）とは異なる形で株式が各相続人に帰属することもありうるわけだから、必要以上に持分割合にこだわることは適切でないといふことがいえそうである。すなわち、会社の同意があるうとも、たとえば各株主の持分割合にしたがつた各別の議決権の行使を認めることは、望ましくないと考えられる（なお、後述4参照<sup>(11)</sup>）。逆に、準共有者の全員一致によるならば、（不統一行使であっても）持分割合にこだわる必要はない（後述IV3参照）。複数人がひとまとまりとして、全員一致によつて準共有株式全部の議決権を行使するわけであるから、持分割合にかかわらず全員の意思の合致の内容を優先すべきである。

当然分割説<sup>(12)</sup>が支持を得られていないのは、準共有株式には会社の支配（影響力）の帰趨が背後に控えているからである<sup>(13)</sup>。過渡的な状況であることも相俟って、各株主の持分割合にしたがった各別の議決権の行使ではなく、準共有株式全部についての準共有株主全員の一致による権利行使が、民法二四九条の「共有物の全部」の権利行使にあたると思われるべきではなからうか。議決権の不統一行使を考える場合も、全員一致による共同行使を求めるべきであり、また、複数のいわば「一つの物」をひとまとまりと捉えたうえで（前述1）、その不統一の利用というものを想定する必要がある（そして持分割合にこだわる必要はないと考える）。このことは、意見が分かれる準共有者間内部の協議等により、持分割合にしたがうゆえに「結果的に不統一行使になってしまうこともある」という捉え方とは異なる。より「ひとまとまり」であることを重視している捉え方である。

### 3 議決権行使の特殊性

株式は社員権であり、そこには種々の具体的権利が包含されているわけであるが、たとえば、従来も問題となってきた「会社に対する訴え提起権」を株主が行使するかどうかを考えると、訴え提起は「するかしないかの二者択一」である。他の多くの権利も、その権利行使を「するかしないかの二者択一」である。ところが、議決権については様相が異なる。特定の議題・議案に対する議決権行使の意思決定には、賛成・反対・棄権（以上は定足数にカウントされる）、欠席（定足数にカウントされない）という選択肢があり、多様なのである。「するかしないかの二者択一」ということを単純に議決権にもあてはめて、賛成するか反対するかの二者択一と捉えるのはおかしいし、ましてや出席するかしないかの二者択一でもない。

また、議決権行使は、議題・議案ごとに行われるという特殊性もある。一回の株主総会では複数の議題が諮られるのが通常であり、議題・議案ごとに賛成・反対・棄権の選択肢がある。<sup>(14)</sup>たとえば特定の株主総会で五つの議題が諮られるとき、議決権行使の機会は一回ではなく五回ある。通常、議決権行使についても一回の株主総会における議決権行使が念頭におかれているが（権利行使者を指定して権利行使をすることができる状況か、それができていない状況なのかという二者択一の状況が、問題の出発点だからであろう）、より細かくみると、その一回の株主総会の議題・議案すべてにおいて同じ取扱いがされなければならないという必然性はない。ここも多様である。

さらに、具体的な議決権を考えると、それは一回限りの権利である。ある特定の議案についての賛成・反対・棄権・欠席の選択をしたならば、当該議題の決議の成立・不成立の時点において権利行使は果たされ、それに関する議決権がそれ以後行使されることはない。一部の株式についての権利は行使したが、残余の株式については未行使であるから後日あらためて行使するという状況を仮に想定するとしても、議決権についてはそれはありえないのである。<sup>(15)</sup>つまり、「するかしないかの二者択一」ではない選択が、議題・議案ごとに判断される機会があり、その具体的なレベルでは一回限りの権利なのである。それは「一つの物」の使用・管理とは異なる。

#### 4 議決権の不統一行使

以上を議決権の不統一行使（三一三条一項三項、なお三二五条）についてまとめれば、下記のようになる。

一人の株主が複数の株式を所有している場合の不統一行使の可否（三一三条三項による会社の拒絶）が議論されてきた。<sup>(16)</sup>しかしこれも、抽象的な意味での議決権が想定されているわけではなく、特定の議題・議案についての具体的な

議決權行使が問題となっているわけであり、当該株主が有している議決権の一部を議案に賛成、残りを反対（または棄権）などと行使しようと、具体的なレベルでは、その時点で權利行使が終わってしまうという局面での議論である。したがってやはり、所有している株式すべてについての議決権（具体的なレベルでの議決権）をひとまとまりとしてどう行使するかが前提とされている。

準共有株主全員による不統一行使についても同様に、準共有株式全部についてひとまとまりと考えることができよう。そして、ひとまとまりであれば、持分割合にこだわる必要はない（後述IV3参照）。なお、準共有が過渡的な状況にあるにすぎないことから、各株主の持分割合にしたがった各別の議決権の行使を認めることは望ましくないと考えるが（前述2）、会社の同意がある場合になおそう考えるかは別論である。本稿では、会社の同意を要件としない不統一行使の可能性を検討する。

### III 会社法一〇六条本文の趣旨

本条本文の内容は、明治三十二年制定商法一四六条一項として規定された（その後、昭和一三年改正商法二〇三条一項、昭和五年改正商法二〇三条二項<sup>(17)</sup>）。その立法理由は次のように説明されている。「……株式ノ數人共有ヲ許スモノトセハ株主總會ニ於ケル議決權ノ數ヲ計算シ利益ヲ配當シ又解散ノ際殘餘財産ヲ分配スルニ當リテ錯雜ヲ來スノミナラス其他各般ノ場合ニ於テ種々ノ不都合ヲ生スルヲ免レス然レトモ全く共有ヲ禁スルトキハ亦不都合ヲ生シ殊ニ法律ノ規定ニ依リテ或株式カ當然數人ノ共有ニ歸スヘキ場合ノ如キハ其法律ノ規定ノミニ依レハ數人ノ共有ニ歸スヘキ株式ナ



ルニモ拘ハラス他ノ法律カ其共有ヲ禁スル爲メニ其株式ハ遂ニ歸スル所ナキニ至ルコトナキヲ保セス故ニ株式ハ之ヲ共有ト爲スコトヲ許スモ一方ニ於テハ共有者ヲシテ株主ノ權利ヲ行ウヘキ者一人ヲ定メシメ他方ニ於テハ共有者ハ其株式ニ對スル持分ノ多少ニ拘ハラス會社ニ對シテ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲スノ義務ヲ負ハシムルトキハ能ク兩極端ヨリ生スル不都合ヲ避ケ甚タ便宜ナルヘシ是レ本案カ新ニ本條ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ<sup>(18)</sup>。

本條の趣旨は、会社の「事務処理上の便宜を図る」ことにあると表現されることが多いが、上記から読み取れるように、より根本的には「株式の準共有を認め、準共有者による権利行使を認める」点に求められる（以下、「本条本文の根本的な趣旨」という）。そのうえで、議決権に関しては「株主總會ニ於ケル議決権ノ數ヲ計算……スルニ當リテ錯雜ヲ來ス」・「其他各般ノ場合ニ於テ種々ノ不都合ヲ生スル」ことから、権利行使者を定めることを求めて権利行使を一本化することにより、「共有者と会社との法律関係が錯雜になることを回避<sup>(20)</sup>」したものと捉えられる（以下、「法律関係の混乱防止」という<sup>(21)</sup>）。「事務処理上の便宜」という語は、こうした考慮を含んで用いられていることもあるうか、<sup>(22)</sup>「事務処理上の便宜を図る」趣旨ゆえに会社がこの便宜・利益を放棄するなら別であるといわれるときは、<sup>(23)</sup>「狭義の意味での事務処理」（たとえば、上記の立法理由中の「議決権の数の計算」）が念頭におかれているであろう。<sup>(24)</sup> 会社がその便宜・利益を放棄するなら法律関係が混乱してもよい趣旨とは思われるからである。<sup>(25)</sup>

すなわち、本條の趣旨としては、準共有株主の会社に対する権利行使を認めることを明らかにし、ただそのことから法律関係の混乱が生じたり、狭義の意味での事務処理が煩雜になることがある場合に備えて、会社との関係では権利行使者一人による権利行使に一本化するという制度を定めたということに求められる。混乱するののか、煩雜になるののかは、準共有株主の権利行使を認めること、あるいはその具体的な方法との兼ね合いで判断されるべきである。

なお、権利行使者による権利行使に一本化することには、株主総会において準共有者の権利を行使する出席者を一人に限るということも意味している。前述のように(Ⅱ1・2)、準共有株式はひとまとまりとして取り扱われ、準共有株主も対外的にはひとまとまりなのであるから、準共有株主の全員が当然に株主総会に出席でき、当然に各人が発言できるということまで認める必要はない。そのような解釈は、一般的に代理人による議決権行使がされるときも、会社は代理人の人数を制限できる(三一〇条五項、会社法施行規則六三条五号)ということとの平仄もあう。<sup>(26)</sup>こうした「株主総会会場の混乱防止」という点が、「事務処理上の便宜」という語になじまないとすれば、「事務処理上の便宜」とは別に「株主総会会場の混乱防止」という趣旨も認められる。ともかく、「事務処理上の便宜」という語は多様に用いられているマジック・ワードであるが、その内実を明らかにしておくことは重要であろう。

以上を踏まえ、次章において、①権利行使者を指定できない場合の準共有株主による議決権行使の一方法として、準共有株主全員の一致による不統一行使が認められるか、②認められるとして、その不統一行使のしかたとして準共有者間の持分割合にしたがう必要があるか、そして会社の同意が必要か、検討する。

#### Ⅳ 準共有株主の全員一致による不統一行使

##### 1 会社法一〇六条本文の意義

権利行使者を指定できていない場合の準共有株主による議決権行使の一方法として、準共有株主全員の一致による不統一行使が認められるだろうか。<sup>(27)</sup>

この点に関連し、最高裁は、準共有株主全員が議決権を共同して行使する場合、議決権行使は認められる余地があると解している（最判平成二年二月四日判時一六九九号一五六頁）。その事案では、準共有株主全員が株主総会に出席したが、議決権行使に反対する者がいたという事実をもって、議決権行使について準共有株主に意思の一致がなく、共同して議決権を行使したものとはいえないと評価された。すなわち、準共有株主全員の一致がなかった事案であるわけだが、それと異なる「準共有株主が議決権行使することには全員一致しており、ただそれを不統一行使する」という局面について、この判決は触れていないと解される。つまり、共同して統一した議決権行使に限って認められるとまで判示したわけではなく、不統一行使を否定してまでではない。<sup>(28)</sup>

それに対して、「同時同一行使」によらなければならないと判示したものとして、徳島地判昭和四六年一月一九日（下民集三二卷一・二号一八頁）がある。「同時同一行使」は、一般に「共同相続人は全員出席しなければならずかつ全員一致で賛否いずれかの意思を表明しなければならない」意味と解されている。<sup>(29)</sup> 本判決が判示した、権利行使者を指定していない場合の「同時同一行使」は、その後、準共有株主の議決権行使の方法について、それに限られるか、持分割合にしたがった不統一行使まで認められるかという形の議論を招き、<sup>(30)</sup> 学説状況に大きな影響を与えているのではないと思われる。つまり、持分割合にしたがわない不統一行使という選択肢が議論の俎上に載せられてこなかった。

「本条本文の根本的な趣旨」からいえば、本条の解釈においても、準共有株主の権利行使の途をできるだけ拓くことが求められているといえよう。そのことから出発すれば、準共有株主全員が一致するのであれば、どのような方法による議決権行使も原則として認められるべきではないか。別の側面（会社に対する権利行使ではない側面）だが、全員一致すれば準共有株式の変更・処分行為も可能なわけであるから（民法二五一条、全員一致による議決権行使は可能

な限り認められるべきであろう。それを原則としたうえで、会社との関係における「法律関係の混乱防止・会社の事務処理上の便宜・株主総会会場の混乱防止」との調整点をどこに見いだすかという問題なのではないだろうか。そのために会社法は権利行使者の制度を規定しているが、全員一致であれば、各準共有者の持分割合が必ずしも会社には不明であるために会社が一定のリスクを負ってしまう（法律関係の混乱）という問題は生じないから、あとは「会社の事務処理上の便宜・株主総会会場の混乱防止」という利益にどう配慮するかということになる（後述<sup>3)</sup>。

すなわち、「本条本文の根本的な趣旨」からすれば、権利行使者の指定を求めるという規制以前の次元で、準共有株主全員の一致による権利行使は認められると解すべきではないだろうか。準共有株主の全員一致であれば当然に権利行使は認められるということを原則としつつ、全員が一致できない場合に備え、準共有株主の権利行使の途を拓き、しかしその反面として考慮されるべき「法律関係の混乱防止・会社の事務処理上の便宜・株主総会会場の混乱防止」という要因との調整点として、権利行使者の指定という制度が規定されているものと捉えるわけである。

## 2 議決権の不統一行使

会社法は、「株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる」としつつ、この株主が「他人のために株式を有する者でないときは」、会社はこの不統一行使を拒むことができるとする（三二三条一項三項、なお三二五条）。準共有者がこの議決権の不統一行使をすることができるかどうか（会社が拒絶することができるのかどうか）、認められるとしていかなる方法によればよいかということについての会社法上の議論も、蓄積されてきている。前者の問題については、準共有者が「他人のために株式を有する者」であるといえるかが、解釈論上の大きな問題点となる。

信託の受託者など、背後に複数の実質株主を抱える場合、背後にいる者の意思を反映させる方が望ましく、不統一行使はこのような場合に備えて認められているものと解されている。<sup>32)</sup> それに対して、一人の株主が複数の株式を所有している場合（意思決定主体が一人の場合）は、基本的には当該株主の自由であるが、会社の事務処理上の便宜との兼ね合いで、不統一行使の要求があれば会社は受け入れなければならぬとするほどの必要性があるとまではいえないであろう。それが三―三三三項の趣旨と解される。<sup>33)</sup>

では、準共有株主の場合はどうか。従来、権利行使者が不統一行使をすることができるかが議論されてきた。権利行使者（準共有株主）は「他人のために株式を有する者」に含まれると解することは困難であることや、会社の事務処理を煩雑にさせることなどから、不統一行使はできないと解する見解がある一方、これを認める見解もある。<sup>34)</sup>

準共有株主間においては、意思決定の主体は複数存在する。ここでは、準共有者株主内部において、その全員一致で不統一行使をするかどうかの決定が問題であり、複数の意思決定主体の議決権行使の途を拓くという点では信託などの場合と同様に考えるべきであろう。準共有株式は、一株ごとに準共有であるから、「自己のために株式を有する」ともいえるが、単独所有の場合とは明らかに異なる。「他人のために株式を有する」とは、「一般的には名義上の株主と実質上の株主が異なっており、実質上の株主の意思に従って株主権を行使することが妥当とされる場合」などと定義づけられている（信託などが念頭におかれているであろう）。<sup>35)</sup> ここでは名義上の株主⇨実質上の株主ではあるが、意思決定の主体が複数であることは信託の場合と同じである。「他人のために株式を有する」とは言い切れないことに着目するより、「自己のために株式を有する」典型事例でもないことを重視して、「他人のため」を柔軟に解するべきではないか。「拒むことができる」ケースと解するかどうかに重点が置かれるべきである。

権利行使者が指定されていない場合も、少なくともその全員一致による不統一行使については同様であり、会社が三二三条三項に基づいてそれを拒むことはできないと解される。

### 3 具体的な不統一行使の一方法

準共有株式について不統一行使をすることについて準共有株主の全員一致があるとして、どのような不統一行使が可能であろうか。

従来は、持分割合にしたがった不統一行使の是非が議論されてきた。<sup>(36)</sup>しかし、持分割合にしたがう必要があるだろうか。特定の株主総会に上程される議題はひとつとは限らない(Ⅱ3)。また、準共有株主も、準共有株式のほかに単独で株式を所有している場合もあり、準共有株主間では、お互いの株式所有状況も知悉していることが多からう。そのような状況の中で、必ずしも持分割合にこだわらなくても、この議案ではこの割合で賛成・反対の投票をする、そのような状況の中で、必ずしも持分割合にこだわらなくても、この議案ではこの割合で賛成・反対の投票をする、次の議案ではまた別の割合で投票するという決定をすることも可能ではなからうか。議題ごとに各準共有者の関心は異なり、賛否は一致したり一致しなかったりするであろうが、特定の株主総会全体を見据えて、協議・交渉により議題ごとに賛否の割合を変えることも、その結果として全員が一致しているなら何ら問題はないものと思われる。

準共有を離れて一般的に、株主総会における取締役選任の際の累積投票の場合(三四二条)、例外的に各株主は一株(一単元)につき複数の議決権を認められ、その意思にしたがってそれをどのように行使するか―特定の取締役候補者に集中して投票するか、複数の候補者に分散して投票するか、後者の場合さらにそれぞれの議決権数の決定―の自由がある(同条三項四項、施規九七条)。ここでの議論にあてはめれば、各株主に相当するのが複数の準共有株主全体(ひ

とまとまり)であり、一株につき認められる複数の議決権の集積が、準共有株式全体(ひとまとまり)の議決権である。そして、準共有株主全員の意思で、準共有株式全体の議決権を、複数の選択肢のうちひとつ(賛成または反対)に集中して議決権を行使するか、賛成・反対の割合を決めて分散して行使するか(不統一行使)を決めようということになる。たとえば、99株を兄弟三人で準共有している場合、議案一について賛成0・反対99でも、賛成50・反対49でも、賛成33・反対33・棄権33でもよく、また、議案二では別の割合でもよいのではないか。

全員一致によれば持分割合にこだわる必要はないと考える。<sup>(37)</sup> 全員一致なら、各準共有者の持分割合が必ずしも会社には不明であるために会社が一定のリスクを負ってしまう(法律関係の混乱)という問題も生じない。事務処理を煩雑にするというほどの問題も生じないであろうから、それよりも準共有者による議決権行使の実現を優先すべきである。

そして、準共有株主の権利行使の途を拓くことが「本条本文の根本的な趣旨」であるなら、準共有株主が全員一致でそれを望むときに会社がこれを拒絶することはできないと解される。全員一致による議決権行使は、権利行使者の指定制度以前の次元で当然に認められる権利行使であり(前述1)、本条本文を前提とした本条但書の問題と位置づけべきではない。<sup>(38)</sup>

このように解することで、準共有者間の交渉の余地を広げる可能性が出てくるのではないか(準共有者間でも、会社の支配に対する関心の度合いはさまざまであろう)。<sup>(39)</sup> たとえば、従来も、権利行使者の指定に際して(過半数説に立つ場合)、あるいは権利行使者がいかなる内容の議決権行使をするかに関して、少なくとも準共有者全員による協議を経なければならぬのかどうか議論されてきた。少数派の準共有株主の利益に配慮しようとするからである。ただ、全員で

協議しても、結局は持分割合での決定がされるなら、少数派株主は協議に協力するインセンティブがないとか、実質的な協議を行うことができるか、かえって実務が混乱するなどの問題点も指摘されてきた。<sup>(40)</sup>しかし、持分割合にこだわらないなら、交渉次第で、ある議題については譲歩しつつ、別の議題についてはより自らの意思をより通せるといふ可能性があることになり、協議に参加するインセンティブも生じるであろう。準共有株主による権利行使の途を拓く方向の解釈ではないかと考える。<sup>(41)</sup>

では、より具体的にはそれをどう実現できるか。権利行使者とまでは位置づけられなくとも、準共有者の代表者を一人定めて株主総会に出席するということになろう。会社が認めるなら別であるが、「株主総会会場の混乱防止」という趣旨からすると、会社の側から代表者一人の出席に限ることは認められよう。この代表者は、法的には準共有株主の議決権行使の代理人と位置づけられる。代理人資格を株主に限る旨の定款規定があるとしても、それを無効と考える見解（無効説）<sup>(42)</sup>にしたがえば当然出席できることになるし、代表者は共有株主以外の者でもよいことになろう。<sup>(43)</sup>紛争状態にある準共有株主がより安心するためには、たとえば弁護士を代理人とすることが考えられるし、遺言執行者がいる場合にはその者を代理人とすることも考えられる。上記定款規定を有効と解するとしても、当該定款規定の趣旨からすれば、準共有者の中から選任される代表者（議決権行使の代理人）は、代理人資格を認められる株主に数えてよいだろう（準共有者といえ株主である）。当該代表者が準共有株式以外に自ら株式を所有している場合は、当然、代理人資格を認められる。

出席者は当該代表者（議決権行使の代理人）一人なので、どのように不統一行使をするかは、事前に全員一致で定めておく必要がある。その代表者が、株主全員の一致と異なる議決権行使をする可能性を排除することはできないが、



それに備えて準共有株主が事実上の一定の措置（準共有者の全員が署名した書面を代表者が提示することを、事前に会社に伝えておくなど<sup>(44)</sup>）をとることもできると思われる。

非公開会社では、株主総会の場で新たな議題が上程されることも考えられる。その際の対応も事前に協議しておくことが望まれるが、いずれにせよ、持分割合にこだわらない全員一致による不統一行使を認めない場合も、同じ問題は起こりうる。上記のように解することで、わずかでも議決権行使の途を拓くことができるのではないかと思われる。

#### 4 株主総会の定足数など

三〇九条一項は、株主総会の定足数（原則）を「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数」としている。準共有者は、権利行使者を指定しないと「当該株式についての権利を行使することができない」（本条本文）のであるから、権利行使者を指定できていない場合は定足数に算入されないように読める。それに対して、準共有株式の議決権自体は存在していることをもって、権利行使者の指定・通知までは株主権が停止されているにすぎないと解し、権利行使者を指定していなくても準共有株主は「議決権を行使することができる株主」にあたる、つまり定足数に算入されるとする見解が有力である<sup>(45)</sup>。

たしかに、本条本文は「行使できない」としているだけだから、議決権はないと規定している自己株式（三〇八条二項）や相互保有株式規制（同条一項かつこ書き）とは異なる。従来の議論によっても、権利行使者を指定できていなくても議決権の行使が認められる場合がある（たとえば「同時同一行使」）。そうすると、会社の事務処理上の便宜のため

めには、一律に定足数に算入されると解した方がよさそうである。

なお、株主総会の決議要件には、株主の半数（頭数の半数）以上の賛成が要件とされるものがある（三〇九条三項四項、三二四條三項）。全員一致による賛成の場合以外は（全員一致による反対の場合および反対や棄権を含む不統一行使の場合）、準共有株主（の代表者一人）を賛成した株主に数えることはできないであろう。

## 5 会社法における本方法の位置づけ

準共有株主全員の一致による、必ずしも持分割合によらなくてよい不統一行使は、会社の同意を要件とすることなく、認められるべきであると思われる。ただし株主総会への出席者は一人と解される。

この方法による不統一行使は、会社法上、どう位置づけられるか。本条但書にあたる一例というわけではない（前注3参照）。準共有株主による権利行使を認めることで考慮しなければならなくなる「法律関係の混乱防止・会社の事務処理上の便宜・株主総会会場の混乱防止」のために本条本文の権利行使者の指定制度が設けられたと捉えると（前注1参照）、この方法による不統一行使は、権利行使者の指定制度以前の問題である（法律関係の混乱は生じないし、会社の事務処理を煩雑にするとはいえないし、株主総会会場も混乱しない）。とすれば、権利行使者の指定ができていない場合の例外と位置づけることもおかしい。「本条本文の根本的な趣旨」は「株式の準共有を認め、準共有者による権利行使を認める」ことにある。ゆえに、この方法による不統一行使は、準共有株主に当然に認められる方法だと位置づけられる（全員一致による統一的な議決権行使ももちろん同様だが、この場合も出席者は原則として一人と解すべきと思われる）。

会社法は、準共有者の権利行使のしかたとして、①全員一致による権利行使（本条の前提）、②権利行使者を指定す

ることによる権利行使（本条本文）、③会社の同意に基づく権利行使（本条但書）という方法を認めていると解するべきである。<sup>46)</sup> 解釈論としては、本条本文に「準共有者全員の一致により権利行使ができない場合には」との文言を読み込むということになるうか。

## V 結 語

本稿では、相続により複数の準共有株主が生じたが権利行使者を指定できていない場合の議決権行使の方法について、行使内容の決定に際して持分割合にこだわらない全員一致によればよく、特に会社の同意を要することなく当然に行使できるが、株主総会に出席しうるのはその代表者（議決権行使の代理人）一人が原則であるという不統一行使の可能性を検討した。なお、こう解すれば、権利行使者を指定していても、全員一致によれば、権利行使者を通じたこうした不統一行使も可能と解される。

従来の議論におけるその他の諸方法の是非に立ち入るものではないが、「本条本文の根本的な趣旨」にしたがうこの方法は、争いがある準共有株主間の交渉の余地を広げ、ひいてそれなりに納得した議決権行使が少しでも行われようになることが期待できるのではないかと史料する。

(1) 会社法には、株式も相続の対象となることを前提とした規定がおかれている(一三四条四号、一六二条、一七四条など)。株式が一身専属権とは解されないこと、民法八九八条がいう「共有」が民法二四九条以下にいう「共有」と解される(合有ではない)ことなども含めた基本的な法律関係についての会社法学における議論について、平成一七年会社法制定以前の論稿であるが、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使」『閉鎖会社紛争の新展開』三頁、四頁以下(信山社、二〇〇一年)参照。

(2) 準共有説に対して、株式を可分債権と同視して考える当然分割説も提唱されてきた。出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」『株主権法理の展開』三四一頁(文真堂、一九九一年)、同族的小規模閉鎖会社について、込山芳行「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」江川孝雄Ⅱ三枝一雄Ⅱ南隅昇Ⅱ込山芳行編『保住昭一先生古稀記念 企業社会と商事法』一五三頁(北樹出版、一九九九年)。なお山下友信編『会社法コンメンタール』四〇頁(上村達男)(商事法務、二〇一三年)。

従来、最高裁判決は準共有説を前提としてきたが(最判昭和四五年一月二日民集二四卷一四一頁など)、最判平成二六年二月二五日(民集六八卷二二〇一七三頁)は明示的に当然分割説を否定した。以下では準共有説を前提とする。

(3) 会社法の規制は、あくまで準共有者と会社との関係の側面に限られる(準共有者間内部の問題も、その側面における限りで問題とされる)たとえば権利行使者の指定方法の問題)。たとえば準共有株式を譲渡するといった側面で、会社法の規制(権利行使者の指定など)が問題となるわけではない。

(4) 最判平成二七年二月一九日(民集六九卷一〇二五頁)は、会社法一〇六条本文のみを民法二六四条但書所定の「特別の定め」にあたる」と判示したが、これをどう理解すべきかはなお判然としない。

同判決の調査官解説は、民法二六四条但書所定の「特別の定め」として会社法一〇六条本文があるととしても、それは民法の規制(民法二五一条、二五二条)に付け加わる規制であって、民法の規制を排除するものではないとしているようにも読める(『最高裁判所判例解説民事篇(平成二七年度)』一九頁、二八頁、三四頁(富士智子)。しかし、「特別の定め」なのであれば、会社法一〇六条本文の文言からすれば、権利行使者が指定されたら民法の規定は準用されなくなると解されるのではないか(吉本健一「準共有株式の権利行使と会社法一〇六条但書」神戸学院法学四五卷四号七三三頁、七四二頁(二〇一六年)参照)。

調査官解説は、会社法一〇六条本文を、準共有株主の側も便宜のため自ら進んで権利行使者を指定するという（準共有株主間での紛争はない）状況のみを念頭において条文と解しているようにも思われる。明治三二年制定当時（本文Ⅲ参照）はそうであったのかもしれないが、遺言による企業承継など、当時の遺産相続のありようなどを確認することまではできなかった。

(5) 共同相続のほか、数人が共同して株式を引き受ける場合や、組合員が組合財産として株式を所有する場合などがあげられる。上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法』(3)「四九頁」(米津昭子)〔有斐閣、一九八六年〕など。

(6) 権利行使者が指定されていない場合の「会社に対する訴える提起権（原告適格）」についても、大いに議論されてきた。筆者の見解については、「株主の当事者適格」——企業訴訟法における実体法学の若干の課題」永井和之「中島弘雅」南保勝美編『会社法学の省察』三三二頁（中央経済社、二〇一二年）参照。

(7) 定足数については、後述Ⅳ4。

(8) このことを、社員権概念のレベルでは抽象的権利であるが、それに基づいて発生する具体的権利は、株式を単位としてではなく、株主を単位として発生するものであると位置づける見解もある（これにより、一〇株の株式を有する株主も一〇個の株主総会決議無効請求権を有することにはならないということも、社員権説の立場からも説明できるとされる）。仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律』三五〇頁以下（商事法務、二〇一九年）（なお、同「株式が準共有されている場合における議決権の不統一行使の再構成」『関西法律特許事務所 開設五十五周年記念論文集 民事特別法の諸問題——第六巻——』八七頁（第一法規、二〇二〇年））。

(9) 明治三二年当時に、株式の分割禁止との関係からこうした理解が一般的であったことにつき、仲・前掲注(8)・二〇四頁以下参照。

(10) 広中俊雄『物権法（第二版増補版）』四二〇頁（青林書院、一九八七年）。

(11) それに対して「各準共有者の自己の持分に従った個別の議決権行使を認める」見解として、たとえば、田中啓一「判批」ジュリ五五四号一〇七頁、一〇九頁（一九七四年）、山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学六九卷四号一七七頁、一九七頁（一九九四年）、伊藤靖史「伊藤雄司」大杉謙一「齊藤真紀」田中亘「松井秀征」事例で考える会社法 第二版」一一六頁、一三三頁（田中亘）〔有斐閣、二〇一五年〕、吉本・前掲注(4) 七四八頁、久保田安彦「共同相続

株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の一方法（三浦）

株式に係る判例法理と残された問題」徳本讓Ⅱ徐治文Ⅱ佐藤誠Ⅱ田中慎一Ⅱ笠原武朗編「森淳二朗先生退職記念論文集 会社法の到達点と展望」一六三頁、一六九頁、一八一頁（法律文化社、二〇一八年）など。

近時は、これについて民法二四九条をベースとする解釈が有力であり、「その持分に応じた使用」を定めていることが強調されるが、同条は「共用物の全部」についての使用を定めている。自己の持分に従った個別の議決権行使は、なぞらえれば「その持分に応じた共有物の一部の使用」ということになるのではなからうか（厳密には、一株ごとに準共有であるから、一部の使用はできないが。なお後掲注36）参照。もつとも、これも、準共有株主の議決権行使を促進することが望ましいという考慮に基づいて提唱されているのだと思われる。

(12) 前掲注(2) 参照。

(13) 山田・前掲注(1)・一九六頁、神作裕之「会社訴訟における株式共有者の原告適格」『会社裁判にかかる理論の到達点』二三四頁、二三三頁（商事法務、二〇一四年）など。

(14) 議題・議案ごとの出席・欠席の選択肢はあるだろうか。これを認めると事務処理は煩雑になるが、それ以外に認めない理由もないように思われる。しかし、欠席扱いにしてほしいという意思が仮にあるとしても、その意思は、当該議案に反対または棄権をすることで達せられると思われる。つまり、認める理由もまた、ないのではないだろうか。ここでは、議題・議案ごとの出席・欠席の選択肢はないものと考えておく。

後注(33)の場合と同じく、電子投票の場合などは集計にかかる事務処理が煩雑になるともいえないのではないかとと思われるが、権利行使者を指定していない準共有株主に電子投票を認めるためには別の意味で事務処理を煩雑にするとも考えられるし（誰を準共有株主の代表者として取り扱うかの確認など）、本稿の問題が生じる会社ではそもそも電子投票を実施しないものと想定できるであろう。

(15) 前掲注(8)にあげた、一〇株の株式を有する株主が一〇個の株主総会決議無効請求権を有するという仮説は、まず五分の請求権を行使しておいて、後にまた残部の請求権を行使しうるのはおかしいという疑問を提示したものであるが、議決権についてはそのような疑問を提示することすらできない権利なのである。

(16) 上柳克郎Ⅱ鴻常夫Ⅱ竹内昭夫編集代表「新版注釈会社法(5)」二二五頁（菱田政宏）（有斐閣、一九八六年）、瀬谷ゆり子「議決権不統一行使の現代的役割」酒巻俊雄Ⅱ志村治美編「中村一彦先生古稀記念 現代企業法の理論と課題」二〇九頁、

二二一頁(信山社、二〇〇二年)など。

(17) 明治三二年制定商法に至るまでの立法経緯につき、仲・前掲注(8)・一九六頁以下参照。当時の社会状況につき、上村・前掲注(2)・三八頁。

(18) 法典調査会『商法修正案参考書』一三五頁(八尾商店、一八九八年)。

(19) 大森忠夫「議決権」田中耕太郎編『株式会社法講座 第3巻』九一六頁(有斐閣、一九五六年)、竹田省「株主の議決権の不統一行使」『商法の理論と解釈』九九頁(有斐閣、一九五九年)、米津・前掲注(5)・五一頁、酒巻俊雄『龍田節編集代表』『逐条解説会社法 第2巻』三五頁(森淳二朗)(中央経済社、二〇〇八年)など。

(20) 奥島孝康『落合誠一』浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法1 第2版』二〇三頁、二〇四頁(鳥山恭一)(日本評論社、二〇一六年)。

(21) 永井和之「閉鎖的株式会社である一人株式会社の承継」『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』四三二頁、四五二頁(商事法務研究会、一九九二年)(以下、永井①とする)参照。また、同「株式の共同相続と商法二〇三条二項」『金法一三〇七号四頁、六頁(一九九一年)(以下、永井②とする)、同「商法二〇三条二項の意義」戸田修三先生古稀記念図書刊行委員会編『現代企業法学の課題と展開』二〇五頁、二二二頁(文眞堂、一九九八年)(以下、永井③とする)。

(22) たとえば、吉本健一「株式の共同相続と對抗要件」鳥山恭一・中村信男・高田晴仁編『岸田雅雄先生古稀記念論文集 現代商法の諸問題』一一二五頁、一一二六頁注5(成文堂、二〇一六年)は、「会社の便宜の内容としては、単に事務処理の煩雑を避けることだけでなく、会社が相続争いなど共有者間の紛争に巻き込まれることの防止という点も含まれよう」とする(同・前掲注(4)・七四一頁も参照)。神作・前掲注(13)・二二六頁は、株主の権利行使に法的不明確性が生じる結果、「事後的に紛争を惹起することなどにより安定的な運用を害しないようにするための規定」、同二五一頁は、「会社の便宜と法的安定性を確保するための規定」とする。また、江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系 会社法1』二六四頁、二六八頁(「江頭憲治郎」(第一法規、二〇一二年)では、「会社の便宜を図る規定」の意味として「権利行使者を株主として扱えば免責される」点が含まれている。

(23) たとえば、権利行使者が指定されていない場合でも、「この規定は、会社の事務処理の便宜を考慮して定められたものであるから、この場合に、会社の側から共有者全員に権利行使を認めることは差支えない」(米津・前掲注(5)・五二頁)。そ

株式の相続人(準共有株主)による議決権不統一行使の一方法(三浦)

の他、江頭・前掲注(22)・二六四頁など。

- (24) 青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使再論——最高裁平成二二年二月二四日判決の検討」『閉鎖会社紛争の新展開』五九頁、六六頁(信山社、二〇〇一年)は、「商法二〇三条二項の立法理由は、主として、会社側にわかりにくい共有者の持分、相続分の割合・数が問題となる権利の行使についての一本化を念頭においていたと考えられる。権利行使の一本化をはからなくともとくに会社の事務処理が煩雑となることのない権利については、商法二〇三条二項を適用する必要はない」とする。「議決権については、会社側にわかりにくい共有者の持分、相続分の割合・数が問題となる権利の代表的なものである」(同・六八頁)。

- (25) たとえば、「それが適法に行われているかを会社が個々に確認することは、煩に堪えないことになる」といわれる場合は(江頭憲治郎『株式会社法 第7版』二二二頁注(3)(有斐閣、二〇一七年)、狭義の意味での事務処理を念頭においているように読める。しかし、これを確認しきれないために会社が一定の法的リスクを負うことを免れないということに着目すれば、法律関係の混乱防止ということにもなる。この両者が完全に表裏一体といえるかについて、さしあたりは必ずしもいえないものと考えておきたい。

- (26) 永井③・前掲注(21)・二二二頁参照。むしろ、議決権の代理人の数に対する制限規制の新設は(昭和四一年商法改正)、不統一行使を認めたことを契機とするようである。鈴木竹雄「商法の一部を改正する法律案の解説」『旬刊商事法務研究三七九号二頁、一〇頁(一九六六年)。

- (27) 従来の不統一行使をめぐる議論について、仲・前掲注(8)・二七八頁以下参照。

- (28) それに対して、本判決は不統一行使を認めない趣旨だと解する見解もある。伊東尚美「権利行使者の指定・通知を欠く場合の共有株式についての議決権行使」大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会編『民商法の課題と展望』七七頁、九二頁(信山社、二〇一八年)、富上・前掲注(4)・三九頁注二一。

- (29) 田中啓一・前掲注(11)・一〇九頁、山田・前掲注(11)・一九三頁、大野正道「会社法の制定と企業承継法」『企業承継法の理論Ⅱ』一五九頁(第一法規、二〇一一年)など。

- (30) 田中啓一・前掲注(11)・一〇九頁、山田・前掲注(11)・一九六頁は、持分割合にしたがった不統一行使を認める。

- (31) もっとも、一般的に、たとえば被相続人が男性の場合、死亡後、約一〇ヶ月経過しなければ、厳密には相続人の確定はで



きないといわれる。これに類似したリスクは、被相続人の性別にかかわらず、また将来にわたって、常にある。権利行使者が議決権を行使した場合にそれが準共有者の合意と異なっていた場合も、会社との関係では議決権行使は有効だと解した最判（最判昭和五三年四月一四日民集三二卷三号六〇一頁、有限会社の事例）と同様に、その当時において確定している相続人全員の意思の一致が証明されれば、会社の法律関係に問題は生じないとの解釈が必要であろう。

- (32) 昭和四一年商法改正が明文で不統一行使を認めた立法理由も、こうした新しい事態に対処するためであり、平成一七年改正前商法二三九条ノ二第二項においては「株主が株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコト」と、信託が例示されていた。菱田・前掲注(16)・二一七頁、酒巻俊雄『龍田節編集代表』逐条解説会社法 第4巻』一五六頁（浜田道代）（中央経済社、二〇〇八年）、岩原伸作編『会社法コンメンタール7』二二三頁（松尾健一）（商事法務、二〇一三年）など。なお、鈴木・前掲注(25)・八頁。

不統一行使が求められる諸事例につき、瀬谷・前掲注(16)・二二〇頁以下。

- (33) ただ、現在では、特に電子投票などの場合、事務処理が煩雑になるとはいえないようにも思え、会社による拒絶を認めなくてもよいようにも思える。一歩進んで拒絶できないとしてもよいように思われるが、現行法下で会社が積極的にこれを認めることはないかもしれない。なお、前掲注(14) 参照。

不統一行使を認めた方がよいとする一例として、菱田・前掲注(16)・二二九頁参照。

- (34) 不統一行使を認める見解として、松尾・前掲注(32)・二三八頁、江頭・前掲注(25)・三四一頁、浜田・前掲注(32)・一五八頁、仲・前掲注(8)・三八七頁、田中亘・前掲注(11)・一二四頁、永井③・前掲注(21)・二一九頁など。

- (35) 松尾・前掲注(32)・二三七頁。

- (36) 議論状況につき、仲・前掲注(8)・二八四頁以下参照。なお、同書も、持分割合にしたがった不統一行使を念頭においているようである。しかし、不統一行使を認める法的根拠として民法二四九条をベースとするとしても（同書・三七六頁）、同条は、共有者の全員が他の方法を望んでもなお持分に応じた使用しかできないという意味ではないと解される。

- (37) この場合、議決権行使をする（株主総会に出席する）こと、全員で決定した賛否の割合で議決権行使をすることについて全員が一致しているわけなので、仮に処分行為（民法二五一条）に該当する議題・議案については全員一致を要するとする解釈をとるとしても、全員一致による不統一行使も認めてよいと考ええる。

(38) 従来、準共有株主の権利行使は、権利行使者の指定か会社の同意かのいずれかが必要と解されてきたと思われる。最判平成一年二月一日(本文IV2)も、最判平成二年二月十九日(前掲注(4))も、会社の同意を前提としている。しかし準共有株主の全員が一致している場合は、そのいずれもない場合でも権利行使を認めてよいと考える。吉本・前掲注(4)・七四六頁注二五は、「同時同一行使」の場合は会社の同意は必要ないと解されているが、それを一歩進めて、持分割合にこだわらない不統一行使であっても、同様に事務処理が煩雑となるとまではいえず、同意の要件は不要と解される。

本条但書をめぐってさまざまな議論があるが、本稿はこれに立ち入るものではない。

(39) たとえば、株式の相続が生じた場合、基本的には準共有説に立ちつつ、相続財産が株式のみの場合は、当然分割説をとるべきという見解がある(永井③・前掲注(21)・二〇八頁)。遺産分割協議において、相続人の誰がどの割合の株式を取得するかを他の相続財産との調整のうえで行う余地がないのであり、交渉の余地の有無を分岐点としている解釈と解される。永井①・四五四頁では、一人株主の相続人間で権利行使者を指定できない場合、全員の議決権行使を認め、株主総会としての内部的な協議にゆだねるべきであるとされる。

本稿では、従来から議論のある、準共有者間の内部関係として、たとえば権利行使者に対して不統一行使を主張しうるか、といった問題とは別のところに関心がある。権利行使者を定めていなくても、持分割合にこだわらないことで、全員の交渉・協議の可能性が生まれ、準共有者による権利行使の途が少しでも拓くのではないかとということである。

(40) たとえば、木下崇「共有株式に係る議決権行使と会社による同意」法学新報二二卷九・十号一〇九頁、一二六頁(二〇一六年)、吉本健一「株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力」神戸学院法学四七巻一号一頁、一七頁(二〇一七年)など。

なお、株主総会における議決権行使の場面だが、過半数説にしたがう権利行使者の指定を求めるよりも、会社側が積極的に準共有株主全員の出席を促して(本条但書を利用して)、持分割合に応じた議決権行使を認める方が、少数派の株主には株主総会出席へのモチベーションが生まれるとする見解もある。取締役には、適切な決議が行われるよう行動する義務があるとされる。藤村知己「会社社による議決権行使者の選択——会社法一〇六条ただし書きと共有株主間の対立——」『永井和之先生古稀記念 企業法学の論理と体系』八三一頁、八五七頁(中央経済社、二〇一六年)。

(41) なお、局面は異なるが、判例も、準共有者全員の同意を求める方向に向かっているのではないかとするものとして、福島

洋尚「権利行使者の指定・通知を欠く準共有株式の権利行使」『永井和之先生古稀記念 企業法学の論理と体系』三七五頁、三九九頁（中央経済社、二〇一六年）。

(42) 拙著『基本テキスト会社法 第2版』七七頁コラム22（二〇二〇年）。

(43) なお、権利行使者の資格の議論において、権利行使者は準共有者の中から指定すべきという見解が多いが、準共有者株主以外の者を指定してよいという見解もある（大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」江頭憲治郎編『鴻常夫先生還暦記念 八十年代商事法の諸相』二五八頁（有斐閣、一九八五年）、河内隆史「株式の共同相続に伴う株主権の行使」『中村一彦先生古稀記念 現代企業法の理論と課題』二六四頁（信山社、二〇〇二年）、木下崇「共有株式に係る議決権の行使と権利行使者の指定に関する一考察」『永井和之先生古稀記念 企業法学の論理と体系』二四九頁、二六七頁（中央経済社、二〇一六年）など。そうした見解は、一般的な議決権の代理人資格を株主に限る定款規定の効力の問題についても無効説に立つものと推測される。

(44) 通常は何らかの措置がとられるであろう。なお、本文例示のような措置をとった場合は、書面投票の場合を念頭におくと（三二一条二項、三〇九条一項二項参照）、全員が出席したものと捉えられる。ただ、本稿における表現としては、株主総会会場の混乱防止ということの意味も含め、株主総会の場への現実の出席という意味で一人と表現する。

(45) 神作・前掲注(13)・二四三頁、江頭・前掲注(22)・三三七頁注(4)。

(46) なお、これらの前提となる株主名簿の名義書換（準共有の名義書換）は、保存行為（民法二五二条但書）として各準共有株主が単独でできると解される。永井②・前掲注(21)・八頁、吉本・前掲注(22)・一一四〇頁など。

（本学法学部教授）